年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和 46 年 10 月に国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料をさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号に近接する番号の任意加入者の加入時期から、申立人は、申立内容のとおり、昭和 46 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、申立期間直前である 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、当該納付の時点において、申立期間の保険料も併せて過年度納付することは可能であり、この1年だけを放置しておいたとは考え難い。

また、申立人の所持する国民年金手帳及びA村の国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間に近接する昭和 47 年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では当該記録が漏れていたことから、平成 21 年7月 31 日に、申立人の同期間の記録が未納から納付済みに訂正されたことが確認できる。

さらに、申立期間は1年と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国 民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで 大学生の時に20歳となったので、国民年金に加入した。

大学在学中は、毎年、国民年金保険料の申請免除の手続をしていたので、 申立期間の1年間だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成6年*月に20歳になったので国民年金に加入したが、当時は大学生であったので、9年3月に卒業するまでは、毎年5月ごろ、母親と一緒にA市役所B事務所へ行って、国民年金保険料の免除申請を行っていた。」としているところ、オンライン記録によると、申立人は、平成6年度の国民年金保険料の免除申請を平成6年12月15日に、7年度の保険料の免除申請を7年5月18日にそれぞれ行っていることが確認できる。

また、申立人の申請免除手続に同行したとするその母親は、「申立人及び申立人の弟が学生であった当時は、国民年金保険料の免除申請を行うように勧めていた。申立人の申請免除の手続には毎年同行していたし、弟の申請免除の手続は、自分が毎年5月ごろに行っていた。」としているところ、オンライン記録によると、申立人の弟の国民年金被保険者期間のうち、同人が学生であった平成10年11月から14年3月までの期間について、毎年5月(平成10年度は、20歳到達の翌月である10年*月)に、国民年金保険料の免除申請(12年4月から14年3月までは、学生納付特例制度の申請)が行われていることが確認できることから、申立人の母親は国民年金制度をよく理解していたものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間は学生である上、申請免除とされている申立期間前と比べて、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についてのみ免除申請手続を失念するとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年3月まで

私の年金手帳には、初めて被保険者になった日は 20 歳になった昭和 58 年*月*日と記載されている。

この当時、A村役場から通知があり、父が役場で加入手続を行い、国民年金保険料も家族全員の分と一緒に父が納付していたはずなので、申立期間が未加入で未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、オンライン記録及びA村の被保険者名簿(電算記録)によると、昭和60年4月1日と記録されているものの、申立人の所持する年金手帳には、58年*月*日と記載されていることから、申立人は、いったん20歳到達により58年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者及び 20 歳到達者 の資格取得時期から、申立人は、昭和 60 年7月ごろ国民年金の加入手続を行 ったことが推認できるところ、この時点において、申立期間のうち、58 年4 月から 60 年3月までの国民年金保険料については、過年度納付が可能である。

さらに、オンライン記録によると、申立人及びその家族の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足時から 60 歳までの期間について、すべて保険料を納付している上、申立人の申立期間を除き、家族全員の国民年金加入期間についても、保険料をすべて納付していることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和58年3月については、前述のとおり、申立人

は、60 年7月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、加入 手続時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効により過年度納付す ることができない上、申立人に対し、これ以前に他の国民年金手帳記号番号 が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 58 年4月から 60 年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から 59 年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年6月から56年3月まで

② 昭和56年4月から59年3月まで

昭和 55 年6月、大学4年生の時にもらった年金手帳と、大学卒業後、 56 年4月に発行された年金手帳の2冊を所持しているが、最初の年金手帳 に係る被保険者期間は年金記録に反映されておらず、後に発行された年金 手帳に係る被保険者期間については3年間未納となっている。

当時、親が申立期間①及び②について、すべて国民年金保険料を納付したはずであり、領収書も1枚持っている。

申立期間①が未加入、申立期間②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、昭和 57 年4月から 59 年3月までの期間について、 オンライン記録によると、当該期間は未納と記録されているものの、A町 の国民年金被保険者名簿(電算データ)においては、定額納付済みと記録 されている。
- 2 申立期間①について、申立人は、国民年金の被保険者となった日が、「昭和55年6月21日」、被保険者の種別が「強制」との記載がある年金手帳を所持しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該記号番号は、「誤届のため取消」と記載されている上、A町の国民年金被保険者名簿においても、「取消55.11.22 学」と記載されていることが確認できることから、当時、申立人に対し、いったん強制加入被保険者として当該記号番号が払い出されたものの、申立人は学生であり、任意加入の対象で

あることが判明したため、当該記号番号は取り消されたものと考えられる。 また、申立人は、当該記号番号による昭和 55 年 6 月の国民年金保険料納 入通知書兼領収証書(検認票)を所持しているが、領収印欄に金融機関等 の領収印は無い上、上記A町の国民年金被保険者名簿においても、保険料 が納付された記録は確認できない。

さらに、申立人の1歳年上であるその兄は、自身が大学生であった期間について、「自分で国民年金に任意加入した記憶は無く、両親からも国民年金の話は聞いたことは無い。」としている上、オンライン記録においても、申立人の兄が、学生であった期間中に国民年金に任意加入した記録は確認できない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 56 年4月から 57 年3月までの期間について、申立人は、上記2の年金手帳のほかに、もう1冊年金手帳を所持しているところ、当該年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、その前の任意加入被保険者の資格取得日の関係から、60 年1月以降に、56 年4月1日を資格取得日として払い出されたものと推認でき、この時点において、当該期間の国民年金保険料は、時効のため過年度納付することができない。
- 4 このほか、申立期間①及び申立期間②のうち、昭和 56 年4月から 57 年 3月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとするその母親は、加入手続の時期や保険料納付額についての記憶が曖昧である上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から9年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年1月から9年2月までの期間の標準報酬月額が15万円とされているが、給与からは19万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 19 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日(平成9年3月31日)の後の同年7月30日付けで、8年1月1日にさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持する平成9年2月分の給与明細書により、申立人が19万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月3日から同年12月1日まで 昭和38年9月3日から40年7月30日まで、A社に勤務していたが、年 金記録では38年12月1日に資格取得したと記録されているので、申立期間 について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、昭和38年10月1日からA社に継続して 勤務していたことが認められる。

また、申立期間及びその前後に当該事業所に入社した元同僚のうち、入社日を記憶している 16 名は、記憶している入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日がほぼ一致していると証言していることから、当時の当該事業所では、従業員の入社と同時に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、当該元同僚 16 名のうち、当該事業所における雇用保険の被保険者 資格取得日を確認できた 2 名は、雇用保険の資格取得日と、オンライン記録の 被保険者資格取得日が一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の社会保険事務 所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。 なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「社内に記録が保存されておらず、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおり被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和38年9月3日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する自動車整備技能者手帳に、同年9月25日にA社に就職した旨が記載されているものの、当該手帳を発行した社団法人B会は、「当該事業所の記載欄に確認印が無いものは、当協会での当該事業所の在籍確認は行っていない。」と回答している。

また、上記のとおり、事業主は、社内に記録が保存されていないため一切不明である旨回答しており、複数の元同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態及び当該事業所への入社日を特定できる証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和25年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②のうち昭和29年8月1日から30年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を30年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、29年8月及び同年9月は5,000円、同年10月から30年6月までは6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月1日から27年3月1日まで

② 昭和29年8月1日から31年1月1日まで

③ 昭和34年1月1日から同年6月1日まで

申立期間①及び②については、A社に勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の記録が無く、申立期間③についても、B社に季節雇用で勤務していたが記録がない。申立期間①から③までについては、厚生年金保険料を給与から控除されたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が昭和48年12月1日にC市職員に 採用された時、同市役所に提出したA社後継事業所のD社発行の在職証明書 により、申立人は、25年12月1日から30年6月30日まで継続してA社に 勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「当時、当該事業所では、試用期間が無く、従業員全員がすぐに厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、当該複数の元同僚は、「申立人は、入社してから勤務形態、雇用区分に変化はなかった。」と証言しているところ、申立人が所持している当時の写真に撮影された 11 人の従業員全員に当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び申立期間②のうちの昭和29年8月1日から30年7月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年齢の元同僚の 社会保険事務所(当時)の記録から 6,000 円、申立期間②のうち、昭和 29 年8月から 30 年6月までの標準報酬月額については、29 年7月の社会保険 事務所の記録から、29 年8月及び同年9月を5,000 円、当該事業所の健康保 険厚生年金保険被保険者名簿に記載された同年10月1日の算定額(予定額) から、同年10月から30年6月までを6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについて、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺 事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち昭和29年8月1日から30年7月1日までの期間については、当該事業所は既に解散し、事業主も他界しているため確認できないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による資格喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が29年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から30年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和30年7月1日から31年1月1日までは、 上述の在職証明書による在籍期間でない上、複数の元同僚の証言からも、申 立人の当該事業所における退職時期を特定することはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関

連資料及び周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間③については、複数の元同僚の証言により、申立人がB社に勤務 していたことはうかがわれるものの、申立人の勤務実態に係る具体的な証言 は無く、勤務期間を特定できるまでの証言は得られない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③において、健康保険の番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和31年12月1日に、資格喪失日に係る記録を34年12月6日に訂正し、申立期間②の資格取得日に係る記録を35年2月1日に、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を31年12月から32年9月までは5,000円、同年10月から34年11月までの期間及び35年2月から37年1月までの期間は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年12月1日から34年12月6日まで

② 昭和35年2月1日から37年2月1日まで

昭和31年12月初めから37年1月末までの期間は、A社に建具製造の正社員として勤務していた。社会保険事務所(当時)で記録を確認したところ、34年12月から35年1月までの約2か月間のB社に出向していた期間を除き、厚生年金保険被保険者記録の空白期間となっている。申立期間①及び②について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社会保険事務を担当していた元役員(元事業主の妻)が証明した在籍証明書、複数の元同僚の証言、申立人から提出された写真及びはがきにより、申立人が申立期間①及び②において当該事業所に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の社会保険事務を担当していた元役員及び元同僚一人は、「申立人が在籍していた当時は、約10人の正社員がいた。正社員全員が厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当時、申立人を除くほぼ全員の正社員に

厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、入社時期が近く同年代の元同僚の標準報酬月額の記録から、昭和31年12月から32年9月までは5,000円、同年10月から34年11月までの期間及び35年2月から37年1月までの期間は6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の社会保険事務を担当していた元役員は、保険料の納付に関する資料はすべて焼失してしまったことから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①については、昭和 20 年 9 月 11 日に、申立期間②については、21 年 2 月 28 日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められるから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間①のうち、昭和20年5月から同年8月までの標準報酬月額 については、60円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月10日から同年11月1日まで

② 昭和21年2月20日から同年4月1日まで

A社の医務室に勤務した時の厚生年金保険の記録が無いので、社会保険事務所へ相談したところ、記録が出てきた。しかし、当該事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の記録が抜けているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管する健康保険厚生年金保険の被保険者届出台帳によると、申立 人は当該事業所において、昭和20年9月11日に被保険者資格を喪失し、そ の後、同年11月1日に再度資格を取得し、21年2月28日に資格を喪失し たとする記録が確認できる。

また、当該届出台帳において、申立人と健康保険番号が連番で申立人と同日の昭和20年9月11日に被保険者資格を喪失している元同僚二人も、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の同年5月10日に資格喪失日が記録されているが、上述の元同僚のうち一人は、「終戦後まで当該事業所に勤務しており、社会保険事務所の記録は、勤務実態と異なっている。」と証言している。

さらに、当該事業所は、「当社が保管している当該届出台帳によると、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和20年9月11日、再取得後の喪失日は、

21年2月28日であり、当社は当該資格喪失日までの厚生年金保険料をきちんと納付している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間①については、昭和20年9月11日に、申立期間②については、21年2月28日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間①のうち、昭和20年5月から同年8月までの標準報酬月額については、当該事業所が保管する当該期間の被保険者届出台帳の記録及び同年4月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①のうち、昭和20年9月11日から同年11月1日までの期間については、当該事業所の社史によると、当該事業所は、連合国総司令部の命令により、同年9月に一時操業停止した旨の記載が確認できるところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年9月に、ほとんどの従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該事業所は、一時操業停止に伴い従業員に対する被保険者資格の喪失手続を行ったものと考えられる。

また、申立人は、「終戦後は、一時期、自宅待機していた。」と証言しており、当該証言内容は、当該事業所が保管する被保険者届出台帳における申立人の資格喪失日の記録とも符合する。

さらに、申立期間②のうち、昭和21年2月28日から同年4月1日までの期間については、当該事業所及び当該期間に被保険者資格を取得した3名の元同僚に聴取しても、申立人の当該期間における勤務実態をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月2日まで 昭和48年4月1日にA社に入社し、同年7月1日に同社C支店に転勤した。

申立期間については、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険 者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和48年7月1日に同社本社から同社 C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年5月の社会保険事務 所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないと回答していることから、事業主は昭和48年6月30日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から5年3月まで

20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行ってくれたはずであり、母から、「払ってきたからね。」と言って年金手帳を見せられた記憶があるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行ってくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の加入手続等の状況から、申立人は平成6年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は平成5年4月から7年3月までの24 か月の国民年金保険料について、7年5月から8年12月までの間に、2か月分ずつ12回にわたり過年度納付を行っていることが確認できるが、同記録上の最初の納付月である7年5月の時点において、納付可能な限度の5年4月までさかのぼって過年度納付されており、その時点においては、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は、「保険料を納付したことは覚えているが、加入手続時期、納付時期、納付金額等については覚えていない。」としている。加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 55 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から55年4月まで

20 歳になった時に、A村役場から国民年金に加入するように言われたので、父親が加入手続を行い、国民年金保険料も父親の農協口座から口座振替で納めた。

20 歳当時、私はB市にあるC大学校の学生であり、卒業後は実家に戻って家業の農業をしていたが、昭和 55 年 5 月にD農業協同組合(現在は、E農業協同組合)に就職して農林漁業団体職員共済組合に入った時、既に納付済みであった 55 年 5 月分の国民年金保険料が戻ってきたことを覚えているので、申立期間が未加入で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時(昭和 53 年*月)に、父親がA村役場で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は父親の農協口座から口座振替で納めた。」と主張しているが、申立人が 52 年4月から 54 年3月まで在学していたB市のC大学校は、「他市町村出身の入寮学生については、大学校側で一括してB市に転入届を提出していた。」としていることから、申立人の当該大学校在学中の住民登録はB市にあったと考えられ、申立人の 20 歳当時、その父親が、A村において申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い上、E農業協同組合から提出された、申立人の父親名義の口座に係る貯金元帳によると、当該口座から申立人の申立期間の保険料が引き落とされた形跡は確認できない。

また、申立人は、「農林漁業団体職員共済組合の組合員期間との重複のため、昭和55年4月の国民年金保険料が還付されることになり、父親の口座に振り込まれた。」と主張しているが、上記貯金元帳において、当該国民年金

保険料還付金に相当する金額が、当該口座に振り込まれた形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を平成11年2月1日に喪失後、当該共済組合において払い出された基礎年金番号により、同日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、この時点において、申立期間の保険料は時効により過年度納付することはできない。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対しては、C大学校卒業後の昭和55年12月17日付けで、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できるが、備考欄には「誤届のため取消」との記載があることから、当時、いったん国民年金手帳記号番号が払い出されたものの、申立人が農林漁業団体職員共済組合の組合員であることが判明したため、取消処理が行われたものと推認できる。

加えて、申立人は、「申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父親が行ったので、自分は関与していない。」としているところ、その父親は病気のため事情を聴取することができないことから、申立期間の加入手続及び納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年7月1日まで

平成元年4月にA社に寮の管理人として入社した時点で18万円であった厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間において15万円に引き下げられている。申立期間においても給与額に変更は無く、標準報酬月額18万円に基づく保険料が給与から控除されていたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された「中途採用者処遇条件一覧表」により、平成元年4月27日に特務傭員として採用され、職種は寮の管理人で、給与の合計額は17万6,350円であったことが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成元年4月の資格取得時の18万円が、その6か月後の同年10月の定時決定では15万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当時の給与の締日は20日、支給日は28日であった。申立人は平成元年4月27日に入社しており、入社月の給与に関しては日割計算となるため、5月支給の初任給の額が減額されていることから、同年10月1日付けの標準報酬月額の算定において、算定の対象期間となる同年5月から同年7月までの3か月間に係る平均給与額が下がったことにより、当該算定時において標準報酬月額が18万円から15万円に引き下げられたと思われる。」と説明しているところ、当該事業所から提出された申立期間当時の特務傭員賃金規則第11条により、「月の途中において採用された者、または月の途中において退職した者の基本給は日割計算により支払うものとする。」と規定

されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、さかのぼって申立人の標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無いことが確認できる上、申立人と同日(平成元年4月27日)に管理人補助として入社した妻の申立期間における標準報酬月額も同様に11万8,000円から10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された預金通帳によると、申立期間前の給与手取り額が14万円台であるのに対し、申立期間の給与手取り額が15万円台となっているが、これは標準報酬月額が18万円から15万円に引き下げられたことにより、厚生年金保険料などの本人負担分が減額となり、申立期間における給与手取り額が増えたものと推測される。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から35年4月22日まで

- ② 平成5年11月13日から6年9月8日まで
- ③ 平成7年3月21日から9年10月13日まで
- ④ 平成14年10月28日から同年11月8日まで
- ⑤ 平成15年1月から同年3月まで
- ⑥ 平成15年6月から16年2月まで
- ⑦ 平成16年4月から同年6月まで
- ⑧ 平成16年7月7日から同年9月13日まで
- ⑨ 平成16年9月13日から17年1月28日まで
- ⑩ 平成14年10月から16年10月まで

ねんきん特別便の年金記録のお知らせを見たところ、申立期間について、 厚生年金保険の被保険者期間となってない。申立期間について、給与から厚 生年金保険料が控除されていたはずなので、被保険者期間として認めてほし い。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が昭和35年4月2日に当該事業所に入社したことが確認できるところ、オンライン記録により、当該入社日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日(同年4月22日)とおおむね一致する。

また、元同僚から、申立人の申立期間①に係る勤務実態について具体的な証言が得られない。

2 申立期間②については、B社の社会保険事務担当者は、「私は、申立期間 当時から事務を担当しているが、申立人のことを全く覚えていない。社長や 当時から勤務している者も、申立人のことを覚えていないと言っている。」 と証言している。

また、オンライン記録により、申立人が元同僚であるとしている者2名は 当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが 確認できることから、当該事業所では、従業員のすべてを厚生年金保険の被 保険者としていなかった事情がうかがえる。

さらに、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間②において、前職の C社を離職したことによる失業給付を受給していることが確認できる上、申 立人の当該期間に係る雇用保険の記録は確認できない。

加えて、B社は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関係資料は廃棄済みである。昭和61年から現在までの厚生年金保険被保険者資格取得届の控えはすべて保管してあるものの、申立人に係る資格取得届の控えは無い。」と証言しているほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、雇用保険の記録により、申立人が平成7年11月 21日から8年12月20日までD社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主は、「当社は従業員の出入りが多く、勤務実績等を考慮して、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていた。」と証言しているところ、オンライン記録により、申立人が元同僚であるとしている2名のうち1名は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できることから、当該事業所では、従業員のすべてを厚生年金保険の被保険者としていなかった事情がうかがえる。

また、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間③において、前職の E社及びD社を離職したことによる失業給付を受給していることが確認で きる。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)が現存しない上、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

4 申立期間④については、F社から提出された給与明細書、源泉徴収票及び 出勤簿により、申立人は、当該事業所において当該期間に勤務していたこと が確認できる。

しかし、当該事業所は、「当社には2週間の試用期間があり、当該期間については、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」 と証言しているところ、上記給与明細書及び源泉徴収票により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥を含む平成14年4月1日から16年4月18日までの期間において国民年金に加入し、申請免除期間とされていることが確認できる。

5 申立期間⑤については、G社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記

録により、申立人が平成15年1月5日から同年3月20日まで当該事業所に 勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当社には3か月間の試用期間があり、当該期間については、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」と証言しているところ、当該事業所から提出された給与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、H市から提出された平成15年の住民税における社会保険控除額の 記録により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確 認できる。

6 申立期間⑥については、雇用保険の記録により、申立人が平成15年6月 16日から16年2月25日までI社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人はパートタイマーであった。パートタイマーについては、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。」 と証言しているところ、当該事業所から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、上記源泉徴収簿兼賃金台帳に「パート」という記載があることが確認できるとともに、雇用保険の記録においても短時間労働者として登録されていることが確認できる。

さらに、H市から提出された平成 15 年及び 16 年の住民税における社会 保険控除額の記録により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されてい ないことが確認できる。

7 申立期間⑦については、雇用保険の記録により、申立人が平成 16 年 4 月 19 日から同年 6 月 11 日まで J 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、平成17年11月1日であり、申立期間⑦において適用事業所であったことが確認できない上、当該事業所から提出された賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。また、オンライン記録によると、当該事業所の事業主は、当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、H市から提出された平成16年の住民税における社会保険控除額の記録により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

8 申立期間®については、雇用保険の記録により、申立人が平成 16 年 7 月 7 日から同年 8 月 31 日まで K社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「当社には3か月間の試用期間があり、当該期間 については、従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった。 試用期間中は、時給制のアルバイトであった。」と証言しているところ、当 時のタイムカードによると、申立人に係る時給制による給与計算の記載が確認できる。

また、上記7と同様、H市から提出された平成16年の住民税における社会保険控除額の記録により、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

9 申立期間⑨については、L社からの回答書により、申立人が平成16年9月13日から同年9月28日まで当該事業所に在籍し、派遣社員としてM社に 勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により、L社は、平成3年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、14年11月30日に適用事業所ではなくなっており、申立期間⑨において適用事業所であったことが確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時の当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていたので、給与から厚生年金保険料を控除するはずがない。当時は私自身も国民年金に加入していた。」としているところ、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業主が国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所における雇用保険の記録が確認できない。 加えて、上記7と同様、H市から提出された平成16年の住民税における 社会保険控除額の記録により、給与から厚生年金保険料が控除されていない ことが確認できる。

10 申立期間⑩については、N社から提出された社員名簿及び源泉徴収票により、申立人は、当該期間のうち、平成14年10月1日から同年10月20日まで当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人の職務形態は、正社員の所定労働時間の 4分の3未満にあたる準社員であった。準社員については、厚生年金保険の 被保険者資格を取得させていない。」としているところ、上記社員名簿によ り、申立人の職務形態が準社員であったことが確認できる上、上記源泉徴収 票により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認 できる。

また、オンライン記録により、申立人は、平成 14 年 10 月 1 日から同年 10 月 20 日までの期間において国民年金に加入し、申請免除期間とされていることが確認できる。

さらに、申立人は当該事業所における雇用保険の記録が確認できない。 加えて、H市から提出された平成 15 年及び 16 年の住民税における社会 保険控除額の記録により、給与から厚生年金保険料が控除されていないこと が確認できる。

11 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑩までに係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。